

27 会若議第 402 号

平成 27 年 6 月 30 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市議会議長 戸 川 稔 朗

会津若松市議会からの政策提言について（通知）

標記の件について、平成 27 年 6 月 25 日に行われた本市議会政策討論会全体会において、本市議会の政策に関する提言が下記のとおりまとまりましたので通知いたします。

つきましては、当該提言の趣旨、内容等を御賢察いただき、政策形成への反映について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、全体会において決定された当該提言に係る最終報告書を添付いたしますので、御参照願います。

【 会津若松市議会からの提言事項 】

1 長期総合計画に関する提言事項

長期総合計画については、平成 27 年 2 月定例会において会津若松市議会基本条例の一部を改正する条例案が可決されたことでその基本構想及び基本計画が議決事件となったものである。このことは、当該計画が単なる行政計画ではなく自治体計画であることを意味する。

次期の第 7 次長期総合計画は、今後の本市政の総合的かつ計画的な運営を図るためのものであり、先に改訂した新市建設計画や公共施設マネジメントの考え方も包含される。

執行機関は、本年度からこの第 7 次長期総合計画の策定に向けた取り組みを本格的に進めているが、第 7 次長期総合計画を構成する基本構想及び基本計画について、さらには実施計画については、どのようなものであるのか、また基本構想は政策、基本計画は基本施策であり、実施計画は当初予算と行政評価であると理解してよいのか、共通理解を図るため、今後の調査研究とそれらを明らかにする必要がある。

あわせて基本計画には主要な事業について優先順位をつける必要がある。

2 財政計画に関する提言事項

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会が到来する中、自立し自律した自治体運営を持続するためには、計画的な事務事業の執行とその財源の確保が重要である。

本市は、第 7 次長期総合計画の策定に向けた取り組みを進めており、第 7 次長期総合計画の各種政策及び施策等の実現のためには、計画的な財政運営が行われなければならない。本市の財政は、国の地方財政に対する考えや制度設計等の変更による影響を受けやすく、財政計画を策定することは困難であるということは一程度理解するが、一方、第 7 次長期総合計画を「絵に描いた餅」としないため、そして何より市民への説明責任を果たすため、第 7 次長期総合計画と連動した財政計画が必要であると考えます。

このようなことから、財政計画を示すことができるよう今後の調査研究と創意工夫が必要である。

3 自治基本条例及び都市内分権に関する提言事項

自治基本条例とは、まちづくりの基本的な考え方や住民参加、市政運営のルールを定めたもので、行政の役割や責任、情報公開等について、その仕組みと手続を示すものであり、執行機関は、まちづくり市民会議の議論を踏まえ、平成 27 年 12 月定例会へ条例案の提出に向けた取り組みを進めようとしている。この条例案策定にあたり、次の 4 点について留意するよう提言するものである。

1 つ目は、市民の定義についてである。まちづくりの主体となる方とまちづくりに参加する方については、例えば市民又は市民等と区別している自治体もあり、このことについて十二分な精査を行うとともに、外国人については、当市の実態にあった形で規定すべきである。

2 つ目は、地域の定義についてである。このことについては、昭和の大合併及び平成の大合併の際の旧町村単位を基本としながら、地域住民の意向を尊重し定めるべきであると考えます。旧会津若松市の区域を分ける際には、地域住民との十分な協議がさらに必要である。

3 つ目は、都市内分権についてである。都市内分権は、補完性の原理のもとに、市民

との協働を行ううえで重要な視点である。全市一律である必要はなく、地域の自主性を尊重し、地域の特性に応じたものとするべきである。

4つ目は、関連条例についてである。自治基本条例において規定しきれない関連条例については、適宜整備していくことが重要である。

4 今後の地域福祉社会のあり方に関する提言事項

① 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の実現を図ること

従来の社会福祉政策の概念から地域福祉政策の概念への転換が求められ、地域における社会福祉体制の再構築が望まれている。社会福祉の根源的な目的と理念を踏まえれば、子供、高齢者、障がい者など全ての人が地域で安心して暮らせる社会を実現する社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の考えを基にしたシステムの構築が必要である。

② 個人を起点とした地域包括ケアシステムの構築を図ること

サービスを提供する側の視点だけではなく、サービスを利用する側の視点で制度設計を行う方向性に見直す必要がある。サービスを利用しようとする者が法令や当該機関の福祉制度に合致するか否かという考えから脱却し、個人の生活全体に焦点を当てながら生活課題の解決のためには、どのようなケアを提供することができるかを考えていく必要がある。

③ 地域福祉を推進するためのプラットフォーム機能の充実を図ること

一人ひとりの生き方に即した細かなニーズに対応するためには、地域の力やボランティア等の支援も必要であり、特に普段の生活での見守りや生活支援については、その役割が期待されている。また、地域福祉の推進を目的に共通の理念を持って行政や住民、中間組織等が協働するためには、対等に協議できるパートナーシップのルールづくりや調整することができる場が必要とされるなど新たな仕組みづくりが重要となっている。

④ 総合相談窓口機能の充実（ワンストップサービスの展開）を図ること

総合相談窓口には、コミュニティケースワーカーや地域福祉コーディネーターを配置し、それらの活動を補助する地域サポーターを委嘱するなど、きめ細やかな相談体制づくりに努めることが望まれている。人員の配置もさることながら、市民から寄せられる相談内容の的確な把握と適切な対応を図るための体制の充実を図る必要がある。

5 生涯学習の推進に関する提言事項

① 地域課題や社会問題の解決に向けた問題解決型の学習活動を推進し、人材の育成と活用に努め、地域の教育力の醸成を図ること

少子高齢化、人口減少、地域コミュニティの希薄化など地域の諸課題の解決に向けた学習機会の提供や高齢化に対応したライフプランづくり、成人・高齢者等の社会参加支援のための学習機会の開発や充実など多様な学習機会の提供が求められている。これらの学びを通じて、ともに生きることを学び、社会における学びから「社会を創る学び」につなげることによって地域の教育力の向上が図られるものとする。多様

な学習ニーズを支える社会教育施設の学習援助者は、地域住民の学習ニーズ・学習課題をくみ取る力量、学びを発展させる力量、人と人とをつなぐ力量が求められていることから、職員の研修等、さらなる人材育成に努めていく必要がある。

② 家庭教育・学校教育・社会教育などあらゆる教育活動の相互連携を図ること

現代の子供の育ちをめぐるっては、不登校やいじめ、ニート状態にある若者の増加など多くの課題が存在し、児童虐待や経済格差等による貧困の連鎖も指摘されている。こうした課題を抱える家庭に対しては、保護者に学びを促すだけでなく、学校や地域との連携により課題を共有し、届ける支援も含めたきめ細やかな支援も必要である。平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法の施行に伴う自立生活サポート事業も始まっている。これらの福祉施策との連携を図るとともに、個々の学習からつながりの取り組みを進め、教育活動の相互連携により地域全体で子供を育む体制づくりが必要である。

③ 誰もが参加できる多様な学習機会の提供に努め、多様なニーズに対応できる施設の運営と社会教育施設機能の充実を図ること

多様な学習機会を提供していくためには、部局を超えた連携を図るとともに、教育機関や企業等の学習資源の有効活用、専門分野における研究項目の学習や積極的な施設の公開、他団体における公開講座や講演会等の活用など幅広い連携が必要である。これらの開催については、地域住民の学習の立場を尊重し、教育委員会や社会教育施設等から広く地域に広報、呼びかけを行うなど、相互の協力体制の構築を図ることにより、多様な学習機会の提供を進めていく必要がある。

6 地域産業の維持・育成に関する提言事項

① 地域産業振興に向け関係団体とのさらなる連携・強化の充実

本市においては、所管ごとにそれぞれの産業振興を目的とした条例が制定されており、これら条例を踏まえ様々な産業施策を展開し、その振興に努めてきたことに対しては評価をするものである。しかしそれぞれの条例については、個別産業ごとの縦割りの・部分最適化の視点であり、今後の産業政策を推進するうえで重要な商工業、観光業、農業、林業、市場、金融機関等との相互連携、横断的・全体最適化の視点に欠けていると言わざるを得ない。

今後の本市の産業を振興するにあたっては、地域の実態をよりつぶさに把握し、産業振興施策を練り上げると共に、その過程において商工業者、観光業者、農業者、さらには地元経済動向や企業の情報を把握する金融機関等と連携・協力をしながら、産業振興施策を構築していくことが必要である。

② 産業振興基本条例等の政策的手法の検討

各関係機関との連携・強化を推進する際には、市、事業者、市民等がそれぞれの立場において、産業を振興する責務、役割が明記され、その推進の担保となる「産業振興基本条例」の制定が非常に重要であると考えられることから、その制定に向け積極的に検討することが必要である。

なお、平成 27 年 6 月 12 日に開催された産業経済委員会協議会においては、庁内における産業振興検討会議の設置、さらには産業振興基本条例の必要性やそのあり方について、平成 28 年 3 月までの 1 年間をかけ、様々な業種・団体とのヒアリング、意

見交換を踏まえ、検討していくことが示されたところである。

本市の地域産業を取り巻く環境は、日々刻々と変化しており、地域産業の維持・育成は急務である。また、平成 27 年 1 月 21 日に開催した議会と様々な業種・団体との分野別意見交換会においては、産業振興基本条例の制定や地域産業を取り巻く課題を協議する場について強く望まれたところである。

よって、条例制定を目的とした具体的なヒアリングの内容に変更すべきであると共に、スピード感を持って、条例化に向け検討することが必要である。

③ 産業振興会議等の場の創設

地域内の様々な業種や組織の枠を超えた産業振興会議等の場の創設は、多様な視点から地域資源やニーズなどについて意見を交わす機会となりうるため、新たな産業連関による「気づきの場」としての機能が期待できることから、産業振興会議等の設置に向け積極的に検討することが必要である。

7 雨水流出抑制による総合的な治水対策に係る提言事項

① 既存のハード整備の計画的推進

現在、治水対策に係る既存の事業として、長期及び短期計画による洪水対策事業を推進している。今後、総合的な治水対策を講ずる上でも、これらのハード整備が基幹的な取り組みであることに変わりはないことから、今後策定される総合治水計画においても、当該事業に係る計画目標や進捗状況、今後の課題などを明確に位置づけ、計画的に推進すべきである。

② 多面的な取り組みの推進

ハード整備の計画的推進が重要である一方で、近年のゲリラ豪雨の頻発化や、都市化の進展による雨水浸透能の低下に対応していくためには、ハード整備のみでは困難である。

公共施設や民間企業、個別住居などにおいて、雨水の一時貯留や地下浸透を導入するなど、抜本的な対策を補完する多面的な取り組みを推進すべきである。

③ 本市の特徴を踏まえた総合的な治水対策の推進

総合的な治水対策の取り組みとして、雨水幹線整備や河川整備などに加え、これらを補完する取り組みとして、公共施設や民間施設等における貯留・浸透施設の設置、市道施設等における緑化の推進、各戸（市民）における貯留・浸透施設の設置、市民による取り組みの推進に向けた各種補助制度の創設、ソフト対策としての多様な情報提供など多面的な取り組みが想定される。これらについては、本市の特徴を十分に踏まえた上で取り組む必要がある。つまり、本市の降雨量の実態や気候、地形、地質状況、都市化の進展状況、水路等の配置状況、既存ストックの状況などを客観的に捉えた上で、講ずるべき方策を取捨選択し、より効率的、効果的に取り組むべきである。

④ 行政による率先垂範と市民等の参加促進に向けた取り組みの推進

総合的な治水対策は、行政のみで完結可能な取り組みではなく、市民や事業者など多様な主体の参画を得ていくことが重要である。そのためには、行政みずからが、公共施設の建設や改修の機会を捉えて、新たな取り組みを積極的に導入し、その効果を具体的に市民や事業者等にし、多様な主体による取り組みを喚起することが重要で

ある。

また、治水対策につながる効果を踏まえながらも、「雨水貯留による雨水の有効活用」や「雨水浸透による地下水の豊富化、良質化（環境保全への貢献）」など多様な視点からのアプローチにより、市民等の動機づけを高めていく必要がある。

⑤ 溢水発生リスクの把握と情報公開の推進

多面的な対策を講じても溢水被害を全てなくすことは非常に困難であることから、市民一人一人が被害を想定し、自助意識を高めることが必要になる。このような取り組みに寄与するため、市は溢水発生リスクをより正確に把握し、市民の自助意識の高揚が図られるよう、積極的に情報を公開し、多様な手法による情報伝達により、市民との情報共有に努めるべきである。

⑥ 多様な主体による連携の推進

総合的な治水対策として、多面的な取り組みを推進していくためには、多様な主体による連携が必要となる。例えば公共施設等における貯留・浸透施設の導入であれば、建設部局と公共施設を所管する部局（教育施設であれば教育委員会など）など行政内部の連携が不可欠であるし、雨水幹線整備や河川との関係では国県との連携も必要になる。多面的な取り組みを円滑に進めるためにも、市はこれら多様な連携を推進すべきである。

⑦ 実効的な総合治水計画の策定

多様な主体による多面的な取り組みを着実に推進する上で、治水対策のあり方（理念）、目標設定、基本方針や施策の方向性などを明らかにし、これを行政、市民、事業者等が共有し、一体的かつ計画的に取り組むため、総合治水計画を策定することは有効であると考ええる。

計画策定に当たっては、長期総合計画や地域防災計画、都市計画マスタープラン、公共施設建設に係る関係計画など関連する計画との整合を図るとともに、取り組みの担い手である市民や事業者の参加も得ながら進めていくことにより、実効的な計画を策定すべきである。

⑧ 総合治水計画の進捗管理と着実な推進

総合治水計画策定後は、当該計画に基づき、多面的な取り組みを推進していく必要がある。また、計画全体の進捗を管理し、各事業の検証を通して、推進過程で生じた問題・課題等への改善策を適切に講ずるなど、当該計画の着実な推進に意を用いる必要がある。